

委員長が引き取った理事会協議案件 (網掛けは提示済)

統一見解要求

1. 新3要件と日米同盟との関係についての統一見解 (5/27(水) 岡田克也君(民主)要求) →6/5(金) 提示済→6/22(水) 再要求→7/10(金) 再提示済
2. 我が国に軍事的な意味合いを含む戦禍が及ぶ蓋然性、それがゼロでも新3要件を満たすのかどうかの統一見解 (5/28(木) 後藤祐一君(民主)要求) →6/15(月) 提示済
3. 個別の自衛権における必要最小限度と集団的自衛権における必要最小限度の相違点、新3要件に該当する場合の外国領域における武力行使の可否についての政府見解 (5/29(金) 後藤祐一君(民主)要求) →6/18(木) 提示済→6/22(水) 再要求→7/10(金) 再提示済
4. 先制攻撃は国際法違反であり、先制攻撃を行った国との集団的自衛権の行使はあり得ないという岸田外務大臣答弁についての政府見解 (5/29(金) 後藤祐一君(民主)要求) →6/19(金) 提示済
5. 協力支援活動を行っている場所で戦闘行為に巻き込まれることがあるかどうかについての政府見解 (6/1(月) 後藤祐一君(民主)要求) →6/19(金) 提示済
6. 平成10年の高野局長答弁と平成11年の政府統一見解との関係についての政府見解 (6/1(月) 後藤祐一君(民主)要求) →6/2(火) 提示済
7. 昭和47年の政府見解の第3番目の要件が認められない場合でもなぜ合憲だと認められるのかということについての政府見解 (6/5(金) 大串博志君(民主)要求) →6/22(月) 提示済
8. 重要影響事態と存立危機事態について国際社会で理解されるような線引きができるかどうかについての政府見解 (6/5(金) 重徳和彦君(維新)要求) →6/29(月) 提示済
9. 武器等防護が憲法に反しないという根拠についての政府見解 (6/5(金) 吉村洋文君(維新)要求) →7/1(水) 提示済
10. 中谷国務大臣が海外派兵に関する政府見解は変わらないと答弁した理由についての政府見解 (6/10(水) 寺田学君(民主)要求)
11. 今般の法案についての考え方を昭和47年の政府見解における基本的な論理に当てはめたとしても違憲ではないとする理由についての政府見解 (6/10(水) 大串博志君(民主)要求) →6/22(月) 提示済
12. 新3要件のもとで認めようとしている集団的自衛権に関して、昭和56年の質問主意書に対する答弁及び平成11年の大森内閣法制局長官の答弁を維持するかどうかについての政府見解 (6/10(水) 後藤祐一君(民主)要求) →7/8(水) 提示済
13. 自衛官のリスクについての政府見解 (6/10(水) 高井崇志君(維新)要求) →7/8(水) 提示済
14. 限定された新三要件を満たす集団的自衛権の行使に関し、昭和56年の質問主意書に対する答弁書を政府が引き継ぐか否か、引き継ぐのであれば、同答弁書にいう「集団的自衛権」は「フルセットの集団的自衛権」のみを意味し、今般の「限定的な集団的自衛権」を含まないとする理由についての政府見解 (6/15(月) 後藤祐一君(民主)要求) →7/8(水) 提示済
15. 今般の自衛隊法改正案第95条の2による武器の使用が、現行の自衛隊法第95条に係る1999年の政府見解に反していないとする理由についての政府統一見解 (6/19(金) 宮本徹君(共産)要求) →7/10(金) 提示済
16. 防衛白書英語版における「専守防衛」の説明が、平成25年度版と平成26年度版とで異なっている理由及び異なる理由が誤りであった場合における訂正の可能性についての統一見解 (6/26(金) 太田和美君(維新)要求) →7/13(月) 提示済
17. 今回の法改正で可能となる出撃準備中の戦闘機に対する給油について、武力行使と一体化しないとする政府の見解と、憲法上の適否について慎重な検討を要する問題であるとした1999年当時の大森元内閣法制局長官答弁が、整合的なものなのかどうかについての統一見解 (6/26(金) 塩川鉄也君(共産)要求)
18. ホルムズ海峡における機雷掃海を想定した場合、他国の掃海艇が掃海可能だとしても、日本が危機にさらされているかどうか、日本に対する期待、日本の国際的な要請、日本の機雷掃海能力が高い等の理由をもって新三要件における第二要件を充足するか否か、並びに、正式停戦になる前の事実上の停戦の段階で遺棄機雷とみなすことにより、現行法に基づく掃海が可能なのか否かという点について整理した政府見解 (6/29(月) 後藤祐一君(民主)要求)
19. 邦人輸送中の米輸送艦防護の場合における存立危機事態を認定するに当たっては、同輸送艦が武力攻撃を受ける明白な危険があるというだけでは足りないのでないかという点についての政府見解 (6/29(月) 後藤祐一君(民主)要求)
20. 事態対処法第3条における指定公共機関の中にある報道機関への協力要請について、今回の法案によって改正された後でも報道の自由が保障されるかどうかについての統一見解 (7/1(水) 辻元清美君(民主)要求)
21. 攻撃国から我が国にも武力攻撃が行われかねない明白なリスクがない中で、在留邦人を乗せた米国船舶が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合に、存立事態を満たすことがあり得るのかどうかについての統一見解 (7/3(金) 後藤祐一君(民主)要求)
22. 重要影響事態の定義である「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」における「等」の意味及び重要影響事態法第1条の「例示」の意味について整理した政府見解 (7/10(金) 岡田克也君(民主)要求)
23. なぜ「イラク復興支援活動行動史」には黒塗りされたものと、黒塗りされていないものが混在しているのか、その理由と経緯についての政府見解 (7/10(金) 穀田恵二君(共産)要求)
24. 今般の法案による自衛権行使における同意、保護法益、均衡性、違法性阻却事由のそれぞれの問題に関して、ニカラグア判決、オイルプラットホーム事件との整合性がとれているのかどうかについての統一見解 (7/13(月) 横路孝弘君(民主)要求)
25. P K O参加5原則にある停戦合意について、イラク特措法における解釈と今般の法案における解釈が変わったのか否かについての統一見解 (7/13(月) 後藤祐一君(民主)要求)
(特に理事会の合意によって追加された統一見解要求)
26. 存立危機事態の認定と防衛出動、攻撃の着手と武力行使等一連の事象・手順・関係等についての政府見解 (7/10(金) 岡田克也君(民主)要求)

資料要求

1. イラクにおける安全確保支援活動の実態が分かる資料 (5/27 (水) 岡田克也君(民主) 要求)
→6/5 (金) 提示済→6/22 (水) 再要求→7/10 (金) 再提示済→7/13 (月) 再々要求
2. 新ガイドラインでなくなった旧ガイドラインの別表以外の活動で想定されているものが分かる資料 (6/1 (月) 前原誠司君(民主) 要求) →6/22 (月) 提示済
3. 周辺事態法には当たらないが重要影響事態法には当たるという具体例を類型化した資料 (6/1 (月) 玄葉光一郎君(民主) 要求) →6/19 (金) 提示済
4. イラク特措法における非戦闘地域と今回の恒久法案において自衛隊が活動することのできる戦闘が行われていない地域の違いが分かる資料 (6/1 (月) 丸山穂高君(維新) 要求) →6/19 (金) 提示済
5. 特定公共施設利用法により空港施設の利用調整を行う対象となる外国軍隊の基準が分かる資料 (6/1 (月) 穀田恵二君(共産) 要求) →6/19 (金) 提示済
6. 集団的自衛権に関する横畠内閣法制局長官の発言が、内閣法制局第二部長当時となぜ変わっているのかが分かる資料
(6/10 (水) 吉田豊史君(維新) 要求) →6/22 (月) 提示済
7. 法令そのものが違憲と判断された場合に、内閣が当該法令の執行停止を拒む理由があるのであれば、その理由が分かる資料
(6/10 (水) 寺田学君(民主) 要求) →6/29 (月) 提示済
8. これまでの歴史の中で他国に対する攻撃によって自国に存立危機が及ぶ事例が我が国以外であったのかどうかが分かる資料
(6/10 (水) 宮本徹君(共産) 要求) →6/22 (月) 提示済
9. 米国立公文書館において解禁されている砂川判決に係る公電の資料が我が国で保有されているとすれば、その資料
(6/10 (水) 宮本徹(共産) 要求) →7/1 (水) 提示済
10. ペルシャ湾の掃海艇派遣を想定として、現行法において対応する場合に要する時間と、今回の法案で定義するところの存立事態として対応する場合に要する時間を対比して整理した資料 (6/15 (月) 後藤祐一君(民主) 要求)
11. 北朝鮮以外の国であれば、共同対処の意思又は関心を表明すれば集団的自衛権行使の前提となる密接な関係のある外国になり得るかどうかがわかる資料 (6/15 (月) 後藤祐一君(民主) 要求) →7/1 (水) 提示済
12. 集団的自衛権に関する国内法上の定義を記した資料 (6/15 (月) 後藤祐一君(民主) 要求) →7/1 (水) 提示済
13. ホルムズ海峡の機雷掃海について、アメリカ政府から要請があったかどうかが分かる資料 (6/15 (月) 今井雅人君(維新) 要求) →7/10 (金) 提示済
14. イラクによるクウェート侵攻以降の自衛隊派遣をめぐる日米交渉の全ての会談記録 (6/15 (月) 赤嶺政賢君(共産) 要求)
15. 徹兵制が認められないとする政府の基本的な論理がわかる資料 (6/19 (金) 寺田学君(民主) 要求) →7/3 (金) 提示済
16. 自衛隊の現行の部隊行動基準の考え方及び今後の部隊行動基準の考え方がわかる資料 (6/19 (金) 宮本徹君(共産) 要求) →7/13 (月) 提示済
17. 過去に日米が共同で行った空中給油訓練における米側の参加部隊や参加機種が分かる資料及び2009年10月の米国アラスカ州における多国間軍事演習レッドフラッグ・アラスカの訓練実態が分かる資料 (6/26 (金) 塩川鉄也君(共産) 要求)
18. 重要影響事態の定義における「我が国の平和及び安全」とは何なのかがわかる資料 (6/29 (月) 緒方林太郎君(民主) 要求)
19. 海上自衛隊の自衛隊艦隊司令部に所属する海上自衛隊幹部を第七艦隊の司令部へ連絡官として派遣していることに係る覚書 (7/8 (水) 畑野君枝君(共産) 要求)
20. 日本に配備されている米軍のイージス艦にどの程度C E Cが搭載されているかどうかがわかる資料 (7/8 (水) 畑野君枝君(共産) 要求)
21. 黒塗り部分を明らかにした「イラク復興支援活動行動史」 (7/10 (金) 辻元清美君(民主) 及び穀田恵二君(共産) 要求)
22. イラク特措法に基づく航空自衛隊の安全確保支援活動等の詳細が分かる資料 (7/13 (月) 緒方林太郎君(民主) 要求)
23. 攻撃国から被攻撃国である米国に対する攻撃があった後であり、かつ、米艦船に対する攻撃の着手前の段階において、日本が武力攻撃事態法第3条第4項に基づく集団的自衛権の行使として具体的に何ができるのかが分かる資料 (7/13 (月) 後藤祐一君(民主) 要求)
24. P K O法第3条第5号トに規定されている業務について、治安維持業務以外でできる業務とは一体何なのかがわかる資料 (7/13 (月) 後藤祐一君(民主) 要求)
25. P K O法等において、武力紛争に巻き込まれる可能性が生じた場合、撤収義務は法律上課せられているのか否かがわかる資料 (7/13 (月) 後藤祐一君(民主) 要求)
(特に理事会の合意によって追加された資料要求)
26. 重要影響事態等において、いわゆるC S A Rを行うことが可能なのか否かが、法文のどこで担保されているのかがわかる資料 (7/8 (水) 原口一博君(民主) 要求)

議院証言法に基づく要求

1. 航空自衛隊の基本ドクトリンに関わる文書の提出及び作成に関わった当時の航空幕僚長の証人としての招致 (6/1 (月) 穀田恵二君(共産) 要求)

参考人招致要求

1. 元内閣法制局長官大森政輔氏の参考人招致 (6/26 (金) 塩川鉄也君(共産) 要求)
2. 国際法の専門家の参考人招致 (7/13 (月) 柿沢未途君(維新) 要求)

その他

1. 平和安全法制2法案の審査において、委員全員が質疑を行うことが議論が熟したと判断する様々な要因のうちの1つであるかどうかの認識 (7/1 (水) 寺田学君(民主) 要求)
2. 遠藤オリンピック・パラリンピック担当大臣の寺田君の質疑時間における委員会への出席について (7/8 (水) 寺田学君(民主) 要求)
3. 安倍総理の出席要求 (7/13 (月) 横路孝弘君(民主) 及び緒方林太郎君(民主) 要求)

(特に理事会の合意によって提出された資料)

- ・新3要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について (6/9 (火) 提出済)
- ・他国の武力の行使との一体化の回避について (6/9 (火) 提出済)

6月10日（水）寺田学議員（民主）要求

平成27年7月14日
内閣官房

いわゆる「海外派兵」に関する政府の考え方を変えない理由について

- 従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと解している。

これは、我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するために武力を行使するほか適当な手段がない場合においても、対処の手段、態様、程度の問題として、一般に、他国の領域において「武力の行使」に及ぶことは、「自衛権発動の三要件」の第三要件の自衛のための必要最小限度を超えるものという基本的な考え方を示したものである。

- このような従来からの考え方、「新三要件」の下で行われる自衛の措置、すなわち他国の防衛を目的とするものではなく、あくまでも我が国を防衛するための必要最小限度の措置にとどまるものとしての「武力の行使」における対処の手段、態様、程度の問題として、そのまま当てはまるものと考えている。

- 第三要件にいう必要最小限度は、「新三要件」の下で集団的自衛権を行使する場合においても、我が国の存立を全うし、国民を守るために必要最小限度を意味し、これは、個別的自衛権を行使する場合と変わらない。

- なお、「新三要件」を満たす場合に例外的に外国の領域において行う「武力の行使」については、ホルムズ海峡での機雷掃海のほかに、現時点で個別具体的な活動を念頭には置いていない。

平成27年6月10日

衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会速記録（議事速報）

使と「う」とや、第三要件はそのまま維持される」ということになりますので、それの適用の結果、つまり規範の内容適用の結果としては同じ」とになります。

○寺田（學）委員 今、規範を当てはめた結果」なるところを理解しております。

○寺田（學）委員 今、規範を当てはめた結果」という結論にならざるところを最後御答弁されました。当てはめと呼ぶのか、基本的な論理から導き出された結論と呼ぶのか、それは呼び方はあると思いますが。

それでは、大臣、この海外派兵に関する政府見解は、基本的な論理を維持した上で、変わり得るんですか。

○中谷國務大臣 まだ、これはいつ見解をしたが確認しておりませんが、私の知る限りにおいては、恐らく昭和四十七年以前、自衛隊が創設されて、その直後ぐらいの議論の中でこの見解が出てたのではないかなどと思っております。

○寺田（學）委員 答えていないですよ。あまりと今はひど過ぎる。当てはめなんですかね、変わり得るんですかと聞いています。

○中谷國務大臣 新三要件のもと、集団的自衛権を行使する場合であっても、全く変わらず、新三要件から論理必然的に導かれたものであります。

（発言する者あり）
○浜田委員長 寺田学君、もう一度お願いします。
○寺田（學）委員 変わり得るかといふことをお伺いしているんです。

基本的論理を維持した範囲の中であり得るんですがといふことを聞いているんですよ。変わるか、変わり得るかはないのか、どちらかです。

○中谷國務大臣 全く変わりません。
○寺田（學）委員 なぜ変わらないんですか。

基本的に論理」、自衛権はある、「必賛最小限に限る」という具体性の「」への規範を出された上で、社会情勢、安全保障情勢を考えれば、今までには、集団的自衛権の行使は憲法上許されないという政府見解があつたものを、その当ではめ部 分の集団的自衛権の行使は憲法上許されないと、うところは変えず、今回、認められないとなった。

そして、先ほど長官にお話しましたけれども、海外派兵に関するこの政府見解は当てはめですかと「う」と聞くと、実質的にはめどと御答弁されています。

その上で、なぜこの当てはめは、今後変わらないでしょとかといふことを聞いてているんです。今度は理由を聞きます。なぜ、この海外派兵と

関する政府見解が一切変わらないと先ほど大臣答弁されましたけれども、その理由を教えてください。

○中谷國務大臣 この政府見解については、恐らく昭和三十年の最初の一回で、自衛隊ができるな

された政府見解であります。「これは憲法に基づいて政府が判断したものであります」と、私たちに

おきましたものの見解は変えるつもりがありません」と、変わらないものであります。

○寺田（學）委員 複数回聞きますけれども、変

いと書いました。それは意味のようて、変えられないことができるけれども、変えないのか、それとも、変えない」とができるのか、これはどちらですか。
○中谷國務大臣 だから、したがいまして、この見解自体が、昭和四十七年前に、相当前に出されたものであります。それは今の憲法上、政府が判断したものであります。私たちば、その見解と「う」ものは、変わらないし、変えないといふ」という感じになります。

○寺田（學）委員 今、変えられないと言いましたよね。変えられない」という理由は何ですか。

○中谷國務大臣 これまで、四十七年以降は以前の三要件がありました。そして今、政府閣議決定で新三要件というものを考えておりますが、この新三要件のもと集団的自衛権を行使する場合であつても、全く変わらず、この新三要件から論理必然的に導かれるものであります。

○寺田（學）委員 変えられないと御答弁を大臣がされました。その変えられない理由を開いていくんです。変えない理由ではないです。変えられない理由といふことを聞いているんです。委員長、よろしくお願いします。

○中谷國務大臣 この新三要件から論理必然的に導かれるものであるからであります。

○寺田（學）委員 それが当てはめなんですね。それが当てはめで、今回、集団的自衛権に関しては当てはめ変わったんです。これは当てはめですかと聞いたが、当てはめです。当てはめの部分といふのは、政府の裁量ですかねと、一番最初のときは政府の裁量ですかねとお話ししました。なのでも

平成27年6月10日

衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会速記録（議事録）

政府の裁量で変えられるものを、変えられない」と
大臣が御答弁された理由を聞いています。

私が一度御答弁ください。大臣が変えられない
と言った理由ですか。

○中谷国務大臣 これまでの憲法の基本的論理
これは変えておりませんから変わらないといふ
とあります。（発言する者あり）

○浜田委員長 指摘願います。

○寺田（學）委員 基本的論理の一と二を私は聞
いているんじやなく、一と二によつて導かれる
三の当てはめ部分が「これだ」というので、それは變
わるんですかとこういふと聞きました。一と二の
基本的な論理が変わつていなければなんなんとい
うとではないです。

もう一度聞きますけれども、この政府見解が変
えられないと御答弁されました、変えられない
理由は何ですかとこういふとです。

○横畠政府特別補佐人 海外派兵が一般に許され
ないとしてきたその考え方は、お示しの昭和四十
七年見解の第一要件及び、①、②とこういふとです
ね、①及び②の基本的な論理から導き出されたもの
のござります。すなわち、昭和四十七年の政府
の見解の①、②の基本的論理から、これまでの自
衛権発動の三要件も出てきたものではないます。
また、今回の新三要件も同じ①、②の基本的な
考え方から出てきたものではないまして、それは
規範、まさに規範でござります。ところとて、
変わらないといふことやございまして、当たはめ
の問題ではありません。

○浜田委員長 中谷防衛大臣、答弁願います。

○中谷国務大臣 この見解は、自衛権が発足して、
その後すぐできただと思ひますが、昭和四十七年以
降もこれは引き継がれております。

○中谷国務大臣 その中におきまして、當時、武力行使の三要件
というのがあります。その第一要件、第二要件、
これがひどいままに、新しい三要件もこの規範の部分は一切変
わっていない、規範としての論理の部分は一切変
わっていない、新しい三要件もこの規範の部分は
変わつてないといふことで引き継がれておりま
すし、変わらんといつてござります。

○寺田（學）委員 大臣が御答弁されたこの政
府見解は今後一切変えないと書いたり理由を、
委員会の方に御提出していただきたいと思います。

○浜田委員長 もう一回。

○寺田（學）委員 大臣が、この政府見解を変え
るしができない、変えられないと御答弁された
その理由を、政府統一見解として委員会に出して
ください。よろしくお願いします。

○浜田委員長 理事会で協議します。

○寺田（學）委員 戻り時間少ないので十分、今回、
憲法に違反しているんじゃないか、違憲ではない
か、集団的自衛権を現憲法で認める」とは違憲で
はないかとこういふことが、憲法学者、そしてまた野
党（アリスト）国民の皆さんの中の一部から寄せ
られてくることは事実だと思います。

大臣も今まで委員会の中で質問がありました
けれども、現憲法において集団的自衛権を認め
るかとは許されない、憲法改正すべきといふお話
をされていました。以前は、現憲法において集

同的自衛権を認めるには違憲だと思われていた
んですね。まだ確証です。

○中谷国務大臣 はい、もういいかもいます。

広義の意味で、いわゆる集団的自衛権というの
は、自分が攻撃されていないにもかかわらず、他
国に対する武力攻撃に対して実力行使ができると
いう権利がありますが、そうなりますと、他国と
対する他国防衛の集団的自衛権といつてよいかも
あります。今回は、新三要件によって厳格な憲
法をかけて、あくまでも国民を守るために集団的
自衛権、「これを認めるものである」ということです。

○寺田（學）委員 広義、狭義、広い、狭いはち
よりと後ほど時間があれば議論しますが、御著書
の中で、憲法九条のもとにおいて許容をされてきた
自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最
小限の範囲にとどめるとの政府答弁があり、集団
的自衛権を行使する」とは、範囲を超えるので許
されない、政府答弁があつて、その範囲を超える
べきものであつて、憲法上許されないとされてい
ます。

この政府見解といふのは、御著書に書かれてい
ますけれども、どのよくな、どの政府見解につい
て参照にされた上でお話をされてるんですか。

○中谷国務大臣 昭和四十七年の政府見解で、集
団的自衛権は行使はできないという、この政府の
見解でございます。

○寺田（學）委員 四十七年見解以外は、何があ
りましたか。

○中谷国務大臣 私が考えましたのは、その見解

6月26日（金）塩川鉄也議員（共産）要求

平成27年6月26日の塩川鉄也議員の指摘事項について

平成27年7月14日

防衛省

内閣官房国家安全保障局

内閣法制局

1. 我が国の活動が、「他国の武力の行使と一体化」するかの判断については、
従来から、

- ① 戦闘活動が行われている、又は行われようとしている地点と当該行動が
なされる場所との地理的関係、
 - ② 当該行動等の具体的な内容、
 - ③ 他国の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性、
 - ④ 協力しようとする相手の活動の現況、
- 等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々的に判断するとしている。

2. その上で、現行の周辺事態法制定時において、「戦闘作戦行動のために発進
準備中の航空機に対する給油及び整備」に関しては、憲法上慎重な検討を要
する問題としつつ、米側からの要望がなく、このような支援を行うことが想
定されなかつたことから、それ以上の検討をせず、これを実施しないことと
したものである。

3. 今般の法改正に当たっては、ニーズが確認されたことを前提として、「戦闘
作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」について改め
て慎重な検討を行ったところ、「現に戦闘行為が行われている現場」ではない
場所で行う当該給油及び整備は、当該航空機により行われる可能性がある戦
闘行為と時間的に近いものであるとはいえる。

- ① 実際に戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものであること、
 - ② 支援活動の具体的な内容が給油及び整備であり、戦闘行為とは異質の活動であること、
 - ③ 自衛隊の部隊等は他国の軍隊の指揮命令を受けるものではなく、我が国の法令に従い自らの判断で活動することであること、
 - ④ 支援する相手方の活動の現況は、あくまで発進に向けた準備中であり、現に戦闘行為を行っているものではないこと、
- 等の考慮事情を総合的に勘案すれば、「他国の武力の行使と一体化」するものではないと判断したものである。

4. このような考え方により、今般の法改正に当たり「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を行い得ることとしたものであり、現行周辺事態法制定時の議論と整合的である。

平成27年6月26日

衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会速記録(議事速報)

の方からそれぞれ細かく御答弁申し上げましたけれども、今回の法制の検討におきまして、政府部内での詳細な検討を行つた結果としまして、一体化はしないという結論に至つたということです。

○塩川委員 具体的内容について、どういう説明

をされたのか、もう一度お答えいただけますか。

○黒江政府参考人 大臣の答弁の繰り返しになりますが、恐縮ですが、まず、地理的関係につきましては、実際に戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものであること。

二点目といいたしまして、当方が行つております支援活動の具体的な内容ということでござります。

この点につきましては、補給の一種あるいは整備

といふことでございますので、戦闘行為、すなわち、物の破壊でありますとか人員の殺傷といった

ものとは全く異質の活動であるということ。

三点目といいたしまして、当方と支援を受けている相手方との関係ということでござりますが……

○塩川委員 「もういいです。具体的な内容のところですか」と呼ぶのは、まさに具体的なことでござりますけれども、自衛隊が他国の軍隊の指揮命令を受けるというような関係にはない、あくまでも我が国の法令に従つて、みずからの判断で活動するということ。

最後、四点目でございますが、協力しようとする相手の活動の現況については、これは当然のことですが、現に戦闘行為を行つてゐるわけではない、そういうことでござります。

○塩川委員 それはおかしいんじゃないですか。

弁をして、いるように憲法上の適否の問題が残されている。

○塩川委員 これは、給油する場所の問題ではなくて、給油

した戦闘機が戦闘作戦行動を行つて、戦闘機に対する給油が、まさに戦闘行為と密接不可分なのでこれまで認めてこなかった、そのところがまさに問われていたんじゃないですか。

○黒江政府参考人 今先生がおっしゃいました、

実際の戦闘行為との密接不可分性といつたものを判断する際に、先ほど私が御説明を申し上げました

こととは、政府は繰り次、周辺事態法のときから御

答弁申し上げておるところでございます。

これにつきまして、当時、なぜこの点について

実際の法律に盛り込まなかつたのかということにつきましては、先ほど来申し上げておりますよう

に、ニコラスがなかつたということでおざいます。

憲法上の適否、その点について慎重な判断を要す

るという状態で、最後の結論までは至つていなか

ったということでおざいます。

○塩川委員 今回の法整備の検討の中でも慎重な検討を重ねた結果といいたしまして、「一体化するものではない」という結論を得たということでござります。

○塩川委員 いやいや、出撃準備中の戦闘機

で、戦闘行為ではないとか人員の殺傷となるよう

なものではないとかと言いますけれども、でも、

ういふことをやることについては、やはり憲法

皆さん、「一九九九年の議論のときに大森長官が答えた」とかと申しますけれども、でも、

ういふことをやることについては、やはり憲法

上の適否の問題があるということで慎重な判断が

必要だと言つていたのに、この辺は何か簡単に変

えてしまうようなやりとりというのは、絶対納得

がいくものではありません。当時の議論を反映し

ていないと言わざるを得ない。

○塩川委員 ジュリストの七月份に、大森元内閣法制局長官のインタビューが掲載されております。出撃準備中の戦闘機に対する給油、整備の問題について、

當時の経緯を語っております。

なぜ別表の備考が周辺事態法ではついたのか。

あの部分は、武力行使の一体化として、はねるか、

はねないか、外務省、防衛省と内閣法制局の間で、

けんけんがくがく議論がなされました。武力行使

の二体化を肯定するか否定するかは大変な議論で、

向こうは向こうで折れないで、では、それは武

力行使と一体化する類型だから、それを断定して、

追い払えと言つたことがあります。そうしたら、

そのうちに備考で除くことになりましたと、備考

につきましては、先ほど来申し上げておりますよう

に、二ノダがなかつたということでおざいます。

で除くことにした理由が、米軍がそれを求めてい

ないことにしますということになりましたと。

このように述べて、まさに戦闘機が発進しよう

といふ準備段階で給油する、整備するというのは、

一番典型的な武力行使の一体化の事案なのです。

こんな改正案が出てきたら、本当は国会で直ちに、

御指摘を願わなければならぬ事態であるはずで

すと述べております。

これが当時の議論なんですよ。まさに一番典型

平成27年6月26日

(議事速報) 特別委員会記録 平和安全法制に関する特別委員会(衆議院我が国及び国際社会の)

的で武力行使の一体化の事案というのが、このよう
うに出撃準備中の戦闘機への給油の支援と言われ
ていたわけです。

総理にお尋ねしますけれども、当時の長官が一
番典型的な武力行使の一体化の事案と述べている
出撃準備中の戦闘機への給油を、どうして認める
ことができるんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 概に黒江氏から答弁をさせ
ていただきておりますが、まさにこれは検討を要
するに至ります。大森長官も述べておられるわけでござ
いまして、今回、新たな法整備をする際には、まさ
に検討を行つたわけでございます。

そこで、発進準備中の航空機への給油及び整備
は、当該航空機によつて行われる戦闘作戦行動と
時間的に近いのは確かであります。そうい
え、地理的関係については、実際に戦闘行為が行
われる場所とは、線を画する場所で行つものであ
ること。そして、支援活動の具体的な内容としては、
補給や整備であり、戦闘行為とは異質の活動であ
るということであります。まさにこれは給油であ
りますから、給油そのものを戦闘活動とは言えな
いであろう、こういうことであります。

そして、他国の武力の行使の任に当たる者との
関係の密接性については、自衛隊は他国の軍隊の
指揮命令を受けるものではなく、我が国の法令に
従い、みずからの判断で活動するものであること、
協力しようとする相手の活動の現況については、
あくまでも発進に向けた準備中であり、現に戦闘
行為を行つておるものではないことなどを考慮す
ると、一体化するものではないと言うことができ

ると思っておりまして、そうした検討を重ねてき
た結果、我々は判断したところでござります。

○塙川委員 いやいや、一番典型的な武力行使の可
能性についての問題について、今の説明では
が述べておるという問題について、否につい
て、この政府の統一見解なるものについて
否についてのこの政府の統一見解なるものについ
ても、その部分というのは何にも書いてないじや
ないですか。

そういう点でも、一九九九年当時の憲法上
の適否についての慎重な検討を要する問題、この
改めて政府として見解を示していただきたいと思
うんですが、大臣いかがですか。

○中谷国務大臣 先ほどから御説明いたしま
すけれども、今回新たに整理をいたしました。そし
て、大森四原則に従いまして、その場所、支援内
容、そして指揮系統、そして相手の状況、この四
原則に従つて検討をいたしました結果、現に戦闘が行
われていない現場におきまして、武力行使と二体
化をするものではないという結論に至つたわけで
ござります。

○塙川委員 一九九九年の当時の議論と今のその
やりとりというのは本当に整合的なものなのか、
こうしたことについてしっかりととした政府の見解
を求めると思いますが、お諮りいたします。

○浜田委員長 理事会で協議いたしました。

ると思います。
○浜田委員長 もう一回。
○塙川委員 大森政輔氏について。

○浜田委員長 理事会で協議させていただきます。
○塙川委員 次に行きます。

先ほども米軍の二一七の話が出ましたけれども、
米側からいかなるニーズが示されたのか、中谷大
臣にお尋ねしますが、戦闘作戦行動のために発進
準備中の航空機に対する給油と弾薬の提供につい
て、米側はどういうニーズがあると言つておった
んでしようか。

○黒江政府参考人 ニーズの点につきましては、
これは、ことしの四月にまとまりました日米の防
衛協力のための指針、いわゆるガイドラインの檢
討作業の中で、日米間のやりとりの中で、幅広く
米側からニーズに対する期待といったものが示さ
れたということを受けたものでござります。

この点につきまして、さらに細部というところに
なりますと、個別の事項につきましては日米間の
細部のやりとりの内容になりますので、相手方と
の関係もござりますので、これ以上つまびらかに
いうことは御容赦願いたいと思います。

○塙川委員 ガイドラインの検討作業の中には出
されたという点では、給油を含めて包括的な米側
の要求の一環ということであります。しかし、
こういう米軍の要求に応えるために、今回のよう
な、この九九年当時ともたがう憲法上の判断を
変えたような問題であり、従来やらないとした給
油を可能とするということであり、どんなときで
も米軍のニーズに応えるものとなつていて、という